

倉敷市止水板設置工事等補助事業実施要領

(用語の説明及び解釈)

- 1 倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第2条第1項第1号に規定する取外しが可能な止水板とは、止水を目的としたもので、設置と移動が人力で容易にできるものをいう。
- (2) 要綱第2条第2項に規定する設置に特別な工事を要しない簡易な止水板とは、浸水防止を目的とする製品のうち、防水性の素材で製造されたシート等を含む二次製品であり、繰り返し使用が可能で、漏水試験等の結果から止水性能を有することが認められるものをいう。
- (3) 要綱第3条第2項第1号に規定するその他これらに準ずる団体とは、独立行政法人、国立大学法人、日本郵政株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構等のことをいう。その他地方公共団体による出資を受ける団体も含む。

(補助対象経費)

- 2 要綱第4条に規定する補助金の交付対象となる経費について、補助対象者が自ら止水板の設置工事を行う場合は、その費用は補助対象としない。

(補助金の交付申請)

- 3 要綱第6条に規定する交付申請は、事前申請とし、提出書類については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 位置図とは、止水板設置工事等を行う敷地の位置を示すものをいう。
- (2) 工事の内容及び費用を記載した見積書又はカタログ等とは、簡易な止水板を購入する場合は、機器単価が記載された見積書、止水性能や構造が分かるカタログをいい、止水板を工事で設置する場合は、工事内容が分かる資料、工種毎の明細が記載された見積書をいう。
- (3) 平面図その他の設置予定箇所に係る図面とは、敷地のどの辺りに設置するかを示すものをいう。
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類とは、納税証明書のことをいい、市が市税等完納の調査を行うことに同意する旨の書類と置き換えることができる。

(補助金の算定)

- 4 要綱第4条に規定する止水板設置工事等に要する費用とは、次の各号に定めるところによる消費税及び地方消費税を含まない補助対象費の合計額により算定を行う。

(1) 簡易な止水板を購入する場合

ア 止水板本体費

イ 運搬費

(2) 止水板を工事で設置する場合

ア 止水板本体費及び資材費

イ 運搬費

ウ 止水板設置費用

エ 雑工事費・諸経費

(補助金の返還額の算定)

- 5 要綱第13条に規定する承認にあたり、表1に掲げる財産処分の区分に応じて、補助金返還等を条件として付すものとする。

表1 承認条件一覧表

財産処分区分		承認条件	補助金返還額
目的外使用 (補助対象財産の所有者の 変更を伴わず に、使用すること)	収益がある場合	補助金返還	目的外使用により生じる収益のうち補助金相当額
	収益がない場合	補助金返還	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
譲渡(補助対象財産の所有者を変更すること)	有償	補助金返還(ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。)	譲渡額のうち補助金相当額
	無償	補助金返還(ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。)	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。）	交換差益額のうち補助金相当額
貸し付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	・補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸し付けにより生じる収益のうち補助金相当額
	無償	・補助金返還（ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合には補助金返還を要しない。） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃止（補助対象財産の使用をやめること）		補助金返還	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に補助金返還を行うこと	補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

（購入について）

- 6 本事業で交付対象となる製品は新品に限り、中古品又は競売等で購入した製品は対象としない。